#### 豊川市市民活動広報リポーター設置要綱

(設置)

第1条 市民が豊川市ボランティア・市民活動センター条例(平成23年豊川市条例第23号)第2条第1号に規定するボランティア・市民活動(以下「ボランティア・市民活動」という。)を取材し、及び作成した広報原稿を、市が活用してSNS、広報誌等で発信することにより、市民との協働によるボランティア・市民活動の広報活動の推進を図るため、豊川市市民活動広報リポーター(以下「市民リポーター」という。)を設置する。

(職務)

第2条 市民リポーターの職務は、市が指定するボランティア・市民活動(以下「指定ボランティア・市民活動」という。)を取材し、市がSNS、広報誌等で発信するための広報原稿を作成するものとする。

(資格)

第3条 市民サポーターは、ボランティア・市民活動に関心及び積極的に協力 する意志があり、市内で行われるボランティア・市民活動を取材できる満1 5歳以上の者とする。ただし、中学生は除くものとする。

(募集)

第4条 市民リポーターの募集は、公募によるものとする。

(応募及び登録)

- 第5条 市民リポーターに応募しようとする者は、市長の指定する方法により、 応募の手続きをしなければならない。
- 2 市長は、前項の応募の手続きがあったときは、当該応募の手続きをした者 を市民リポーターとして登録するものとする。

(原稿の提出)

第6条 市民リポーターは、指定ボランティア・市民活動を取材したときは、 その内容を取材した日から2週間以内に豊川市市民活動広報リポーター取 材原稿用紙(別記様式。以下「原稿」という。)により市長に提出するものと する (原稿の著作権等)

- 第7条 原稿の著作権は、市に帰属するものとし、必要に応じ、原稿の内容を 追加、訂正等し、及びSNS、広報誌等に掲載することができるものとする。 (謝礼)
- 第8条 市長は、市民リポーターが年度末までに原稿を3回以上提出した場合 において、SNS、広報誌等で発信するための広報原稿として適当と認める ときは、当該市民リポーターに予算の範囲内において謝礼を支給するものと する。
- 2 前項の謝礼は、SNS、広報誌等で発信するための広報原稿として適当と 認めるものの提出回数の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。
  - (1) 3回以上6回未満 クオカード500円分
  - (2) 6回以上 クオカード1,000円分

(職務の費用)

第9条 市民リポーターの職務遂行に要する費用は、市民リポーターの負担と する。

(禁止行為)

- 第10条 市民リポーターは、次に掲げる行為又はそのおそれのある行為をしてはならない。
  - (1) 公序良俗に反する行為
  - (2) 法令等に反する行為
  - (3) 他の市民サポーター又は第三者を誹謗中傷する行為
  - (4) 市民リポーターの運営を妨害する行為
  - (5) その他市民リポーターとしてふさわしくないと認める行為 (登録の取消し)
- 第11条 市長は、市民リポーターに応募した者が次の各号のいずれかに該当 すると認めるときは、市民リポーターの登録を取り消すことができる。
  - (1) 辞退の申出があったとき。
- (2) 虚偽の応募その他不正の手段により市民リポーターの登録を受けたとき。
  - (3) この要綱の規定に違反したときその他市長が不適当と認めたとき。

(庶務)

第12条 市民リポーターに関する庶務は、市民協働国際課において処理する ものとする。

(雑則)

第13条 この要綱に定めるもののほか、市民リポーターの設置及び運営に関 し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、平成30年11月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

# 様式第1号(第6条関係)

豊川市市民活動広報リポーター取材原稿用紙

年 月 日

豊川市長 殿

住 所 申請者 氏 名

下記のとおりボランティア・市民活動の取材原稿を提出します。

記

				<b>F</b> L			
期	日						
会	場						
イ~	ベント名						
画	像						
コノ	ベント						

※取材日の2週間以内に原稿を提出してください。

※原稿用紙と一緒に画像データも提出してください。

## 様式第1号(第6条関係)

豊川市市民活動広報リポーター取材原稿用紙

平成31年 8月10日

豊川市長 殿

住 所 豊川市諏訪1丁目1番地 申請者

氏 名 豊川 花子

下記のとおりボランティア・市民活動の取材原稿を提出します。

記

期 日 平成31年8月3日

会 場 諏訪公園

イベント名 おいでん横丁~めぐりあい☆すわ~

### 画像





#### コメント

8月3日(金)「第9回おいでん横丁~めぐりあい☆すわ~」が開催されました。諏訪連区は町内会のブースとして、わたがし、ポップコーン、ヨーヨー釣りなどの屋台を出店。ブースに訪れた人々に町内会加入啓発のため、ポケットティッシュや花の種、風船などの物品も配布し、町内会活動の PR を行いました。

- ※取材日の2週間以内に原稿を提出してください。
- ※原稿用紙と一緒に画像データも提出してください。